生活環境情報 No. 1

～今年度から生活環境情報を広報にかほに掲載します～

市では、生活環境情報をチラシ（不定期）で発行し、市民の皆さんへ情報提供を行っていましたが、今年度から広報にかほ15日号に掲載することになりました。

今回は、「春季大掃除」「不法投棄」「飼い犬のマナー」等を紹介します。

◇平成21年度 春季大掃除を実施します◇

市民一人ひとりが、土地や建物を清潔に保つことを認識し、日常の清掃では手の届かないところや、地域の共同清掃を行うことにより、清潔で快適な生活環境をつくり、環境美化の推進を図ることを目的として、春季大掃除を実施します。

期日　4月19日(日)

※町内会によって実施日が違うところもありますので、自分の町内会に確認してください。

①各家庭での清掃

屋内・屋外の清掃と身の回りの整理・整頓など、日ごろ手の届かない所を重点的に行いましょう。

◎重点事項

・窓ガラスの清拭、ほこりやクモの巣の除去
・住居内の畳・じゅうたんの清掃
・物置、車庫等屋外の清掃
・生活排水路等の清掃
・生活用品等の整理・整頓と不用品の処分
・その他、火気（暖房等）周囲の整理・整頓および消火器の確認

②各町内の共同清掃

町内が主体となり、集会所、会館児童公園などの清掃および生活排水路、道路側溝の清掃など、町内独自の計画により共同で清掃を行いましょう。

◎重点事項

・広場、生活排水路、児童公園、会館、集会所等の清掃
・ごみステーション等の清掃
・カーブミラー、街灯の確認とほこりの除去
・その他、生活環境の保全や環境美化等に関する作業、検討

※町内によって共同清掃の内容が違いますので、自分の町内会に確認のうえ、作業を行ってください。

自分たちの街は、自分たちの手できれいにしましょう！

◇不法投棄を監視しています！◇

市では、不法投棄監視員のパトロール等により、不法投棄をさせないように監視しています。

しかしながら、いまだに不法投棄の撲滅には至っていません。

不法投棄は犯罪です。しないことはもちろんですが、地域の皆で協力し不法投棄をさせない環境づくりを心がけ、不法投棄を撲滅しましょう。

～不法投棄をすると～

5年以下の懲役もしくは1、000万円以下の罰金（法人の場合は1億円以下の罰金）または、これが併科されます。

◎犬を飼い始める人は

犬を飼う場合、市役所で犬の登録を行う必要があります。

登録をすることで、飼い犬がいなくなってしまった時、迷い犬が保護されたときなどに、犬が飼い主のもとに帰れるように手助けすることができます。

生後90日以上の犬を飼っていて、まだ登録していない人は、早めに登録を行ってください。

また、飼い犬が亡くなったときや、住所を変更した場合も届出が必要です。担当窓口で手続きを行ってください。

◎犬に関する届出

【届け出の種類】

手数料

・犬の登録　3、000円
・犬の死亡　無料
・住所・飼い主等の変更　無料
・鑑札の再発行　1、600円

～届け出に関する受付窓口はこちらです～

仁賀保庁舎　生活環境課
象潟庁舎　市民サービスセンター
金浦庁舎　市民サービスセンター

◎犬の狂犬病予防注射

飼い犬には毎年一回の「狂犬病予防注射」を受けさせることが義務付けられています。

今は第1回目の集合注射の時期ですので、この機会に受けさせるようにしましょう。

（集合注射の日程・会場については広報にかほ4月1日号19ページをご覧ください）

○セーフティロード にかほ○

～急がずに　マナーとゆとりで交通安全～

安全運転とは「運転中の危険の予測とそれを回避すること」です。ちょっとした不注意が、大きな事故を引き起こす場合があります。

「事故は一瞬、後悔は一生」です。交通ルールとマナーを守り、交通事故を起こさないよう、遭わないように気をつけましょう。

にかほ市内の交通事故発生状況

	2月中の事故	平成21年累計
人身事故	1件	4件
死者数	0人	0人
負傷者数	1人	4人
物損事故	38件	72件

○免許更新時の講習制度○

新しい交通法令・道路交通事情に応じた安全運転の方法などについて知っていただいて個々の安全知識・意識を高めて交通事故の防止を図ろうとする制度です。

70歳以上の方が免許更新をする場合には、事前に講習を受けることが義務付けられており、対象の方には公安委員会より講習を受けるよう通知が届くようになっています。

講習は予約制ですので、自動車学校へ問い合わせください。

問合先　象潟自動車学校
☎43・4390

○振り込め詐欺を撲滅しましょう！○

自分だけは大丈夫だと思っている方でも、実際に電話やメールで連絡があったりすると気が動転したり、相手を信じてしまって、気がついたら「お金を振り込んでしまった」というケースが大半です。被害に遭わないためにも次のことに注意しましょう。

①電話（ハガキ・メールを含む）が届いてもあわてない。
②相手に絶対に連絡しない。
③すぐに振り込まない。
④ひとりだけで悩まず、誰かに相談してみましょう。

※相手との会話の中で、ATMまたはエクスパックという言葉が出てきたら100％詐欺です。すぐに生活環境課または警察にご連絡ください。

○悪徳商法に気をつけましょう○

悪徳商法の手口はさまざまです。このご時世、「必ず儲かります」というようなうまい話は絶対にありません。

うますぎる話には必ず裏があると考え、ひとりで即断即決の判断はしないで必ず相談しましょう。

◎不振な販売員を家にいれない

訪問販売は一度家にあげると、なかなか断れないものです。

◎すぐに契約しない

大切なのは、その場で契約しないで必ず家族や知人と相談しましょう。「いますぐ契約すると割り引きになります」というように契約を急がせる業者は疑いましょう。

◎あいまいな返事をしないで、はっきり断る

「いいです」「結構です」という返事の仕方をすると、承諾したと逆手にとる業者がいます。いらない場合は「いりません！」と断りましょう。

～生活環境情報に関する問い合わせ先はこちらです～

問合先　生活環境課
☎32・3043